壇論

寄付の対価性について
～クラウドファンディングなど、寄付に返礼があった場合の取扱い～

脇坂誠也
【目黒】

NPOなどの非営利団体が寄付を受けた場合に寄付者にお礼をすることがある。その場合に、どの程度のお礼なら、寄付金として認められるのであろうか。近年、クラウドファンディングが盛んになってきているが、クラウドファンディングには通常、リターンがある。この場合にどの程度のリターンなら寄付金として認められるか判断に迷うケースが増えている。ふるさと納税には返礼品があるが、NPOと取り扱いが違う理由があるのであろうか。

1．パブリックサポートテストにおける寄付金の取扱い

認定特定非営利活動法人（特定非営利活動法人のうち税制上の優遇がある法人。以下「認定NPO法人」とする）になるためには、3000円以上の寄付者が100人以上いるなど、パブリックサポートテストをクリアする必要がある。このパブリックサポートテストの判定における寄付金の取扱いについて、法律上の定義はされていない。しかし、内閣府が作成した「特定非営利活動法人のあらまし」という冊子の中に、「寄付者が、支出した寄付金の代わりに、一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らないこと。」という記載がある。認定NPO法人の立ち入り調査においては、この冊子に記載されていることを根拠に、わずかでも寄付に返礼がある場合には対価性があるとして、パブリックサポートテスト上、寄付金として認められない。例えば、法人が、寄付をした方に、お礼として普及啓発のために作成したピンバッチを送った場合でも、そのピンバッチを販売していた実績があるという理由で、寄付金として認められないことがある。このような運用がされていることもあり、クラウドファンディングを運営する会社でも、わずかでも一般に販売されている物をリターンとして提供しないようにと、NPOにアドバイスすることもある。しかし、寄付をした金額と返礼品の間に経済的な合理性がまったくないものまでも対価性があるとされることが適当なのであろうか。

2．寄付金控除の取扱い

ふるさと納税と返礼品はセットのように思われているが、ふるさと納税の導入当初は、返礼品を提供した場合の取扱いについての規定はなかった。施行後に、地方公共団体が寄付者に対して地域の地場産品を提供する取り組みが広がってきたことをうけて、2019年に地方税法37条の2第2項において、ふるさと納税として、特例控除が認められるものは、①返礼品の返礼割合を3割以下とすること、②返礼品を地場産品とすること、という要件を満たしていることにつき、総務大臣が指定した団体についてのみということになった。ふるさと納税導入前から現在まで、返礼品の提供が寄付の対価であるという位置付けはされていない。

ふるさと納税において、返礼品の位置付けとして、以下のようにされている。

> 寄付は経済的利益の無償の供与であり、返礼品等は、寄付の対価ではなく、寄付を受けた地方公共団体から寄付者に対する贈与である。つまり、返礼品等の提供は、寄付の対価と言えない態様で、あくまで寄付を受けた地方公共団体から寄付者に謝意を示す行為と言いうる範囲で行われることが前提となるものと考えられる。
> （「令和元年5月14日付で総務大臣が地方税法第37条の2第2項及び314条の7第2項の規定による指定をしなかったことに係る審査の申出について（勧告）」令和元年9月3日国地方係争処理委員会）

つまり、寄付金控除の適用にあたって、その対象になるかどうかは、「寄付者に謝意を示す行為と言いうる範囲で行われるかどうか」であり、その判断基準として、ふるさと納税では前記の基準が示されたのである。「返礼品等の提供は寄付者に謝意を示す行為と言いうる範囲で行われることが前提」という考え方は、同じ所得税法78条の寄付金控除が適用される特定公益増進法人や認定NPO法人[i]についても同様であろう。

そうすると、認定NPO法人となるためのパブリックサポートテストの判定における寄付金と寄付金控除の適用における寄付金とでは、返礼品の取扱いが異なる。しかし、企業版ふるさと納税のように、法令上取り扱いが異なることが明示されているわけではないにもかかわらず[ii]、このような異なった取り扱いをすることは、実務において混乱をきたすだけでなく、「一般に流通するような商業的価値を持つ物品やサービスなどを受け取らない」という、法令に基づかない取り扱いが、寄付という非営利団体にとって重要な財源の定義を実質的に決めている状況は改善する必要があるのではなかろうか。

3．諸外国の状況

諸外国では、返礼のある寄付についての取扱いはどのようにされているのであろうか。英国と米国の例を見ていくこととする。

(1)英国の取扱い

英国では、チャリティ（英国におけるNPO）が寄付者に商品やサービスを与えた場合に、ギフトエイド（英国の寄付税制）の対象になるかどうか、ベネフィット（返礼）の上限をHMRC（英国の国税庁）が定めている。そのルールは、以下の通りである。

寄付額	ベネフィットの最大値
0ポンド～100ポンド	寄付額の25％
100ポンド～	100ポンド×25％＋（寄付額－100ポンド）×5％

1ポンド≒165円

そして、返礼をしてもこの計算におけるベネフィットには換算しないものや、ベネフィットの算出方法も、細かく決まっている。

(2)米国の取扱い

米国では、寄付をした人に商品やサービスを送るものは、Quid Pro Quo Contributionと呼ばれ、IRS（米国の国税庁）に厳密なルールがある。このルールでは、寄付金額と寄付者が受け取る商品やサービスの市場価格との差額が寄付金控除の対象になる。

例えば、1万円の寄付を受けて、市場価値1000円のペンケースを返礼で送ったら、9000円が寄付金控除の対象になる。そして、Quid Pro Quoの対象にならないもの（返礼品を送っても、返礼品として カウントしないもの）についても、細かく定められている。

4．今後の方向性

返礼品の提供自体が寄付の対価であるとされるわけではないということは、最高裁判例でも触れられていることである[iii]。そうであるなら、返礼品としてどの程度のものであれば寄付金として認められるのかということについて、NPO法や寄付金控除などを貫く統一したルールを定めるべきではなかろうか。そして、そのルールは、民間非営利団体だけに適用されるルールではなく、同じ寄付金控除が適用されるふるさと納税にも適用されるものであるべきである。

筆者の考えは、以下のとおりである。

①「返礼品等の提供は、寄付の対価と言えない態様で、あくまで寄付を受けた地方公共団体やNPOから寄付者に謝意を示す行為と言いうる範囲で行われることが前提となる」という考え方をベースにする。

② 寄付者が返礼があることを知らなかった場合は、仮にその返礼品に経済的な価値があるものでも、寄付の対価ではなく謝意を示す行為であることは明らかであるから、返礼品の内容に関わらず寄付金として問題ないのではないか。

例えば、1万円を寄付したら、寄付をした団体のことを書かれていた書籍（書店で販売されている）が送られてきたとしても、寄付をした段階で書籍が送られてくることを寄付者が知らなければ、書籍の取得を目的にしていないことは明らかである。

③ 寄付者が返礼品が送られることを知っている場合（ふるさと納税やクラウドファンディングなどは通常、このパターン）は、原則として、米国と同様に、返礼品の時価相当額は寄付と考えず、寄付者が支出した金額と返礼品の時価の差額を寄付金と考えて、寄付金控除（ふるさと納税を含む）や認定NPO法人のパブリックサポートテストの寄付金として考えるべきではないか。

現在、ふるさと納税の取扱いでは、ふるさと納税をした金額は全額寄付金控除の対象としたうえで、返礼品は経済的な利益として一時所得として取り扱うこととしている。しかし、地方公共団体は、返礼品の時価を知らせているわけでもない。また、一時所得には50万円の特別控除があり、大部分のふるさと納税の利用者は、返礼品の確定申告をしていないと思われる。これは税制としては歪ではないだろうか。返礼品の時価相当額を控除した金額を寄付金控除とするという方法にすべきではなかろうか。

④ ただし、寄付者が返礼品が送られることを知っていたとしても、寄付金額と比較して返礼品の価額がわずかなものであったり、非営利団体などの普及啓発的な意味合いが大きいものについては、少額不追及として、全額を寄付金として取り扱うとしてもいいのではないだろうか。

〈参考資料〉「寄付の対価性をどう考えるのか」　NPO法人会計基準協議会

i 認定NPO法人は、租税特別措置法41条の18の2で規定。

ii 企業版ふるさと納税では、地域再生法施行規則13条で、寄付を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されている。

iii 「この法改正（地方税法37条の2第2項）は、立法府としては、本件改正規定の施行前後を問わず、地方団体が受け取るものは寄付金であるから、返礼品の提供自体が、例えば税の対価であるなどとして違法視されるべき理由はないと考えていたことを確認し、明確化したものといえるであろう。」（令和2年6月30日最高裁判所判決）